

# 精神科病院に入院中の人々のための 権利擁護の実現に向けて

～日精協によるアドボケーターガイドラインはあかん!!!～ (予定)

## 2018年2月7日 水

### 12時30分～15時30分

事前申込み 要

申込方法は裏面です。

入館証や資料の準備の関係上  
できれば事前にお知らせ下さい。

参加費 無料

入場には入館証が必要です。12時から議員会館1階ロビーで通行証を配布します。

## 参議院議員会館

(東京都千代田区永田町 2-1-1)

※会場は確定次第、当センターWEBページでご案内いたします。



### 最寄り駅

国会議事堂前駅1番出口  
(地下鉄 丸ノ内線・千代田線)

永田町駅1番出口  
(地下鉄 有楽町線・半蔵門線・南北線)

### 基調報告



## 日本の精神医療の現状、どのような権利擁護システムが求められるのか

位田 浩 大阪精神医療人権センター共同代表・弁護士

### 基調報告



## 「アドボケーターガイドライン」の問題点

原 昌平 読売新聞大阪本社編集委員・精神保健福祉士

### リレポート 入院経験者



山本 深雪 (大阪精神医療人権センター・大阪精神障害者連絡会) 他、調整中



厚生労働省は「意思決定支援等を行う者に対する研修の実施」のために2018年度予算を要求しており、日本精神科病院協会（日精協）のガイドラインによるアドボケーター制度の導入に向けた研修を行おうとしています。

しかしながら、日精協による「アドボケーターガイドライン」は、人権侵害に対する救済を目的とせず、本人に治療を受けさせることを目的としています。「アドボケーター」は、入院者への直接的な支援が禁止される一方、精神科病院に対する報告義務を負い、また、実施条件・方法が医療機関の裁量に委ねられるなど、精神科病院の管理下でしか活動できません。この制度が導入されると、「アドボケーター」という名称で権利擁護システムが導入されたかのような誤った印象を与え、本来求められるべき権利擁護システムの導入に向けての議論を阻害することになり、その導入による弊害は極めて大きいです。

そこで、日精協による「アドボケーターガイドライン」に反対するとともに、本来求められるべき権利擁護システム導入の実現に向けて、本シンポジウムを開催します。

政府は2018年度予算案に「意思決定支援等を行う者に対する研修の実施」のための費用を計上しており、日本精神科病院協会（日精協）のガイドラインによるアドボケーター制度の導入に向けた研修を行おうとしています。

**主催** 認定NPO 法人大阪精神医療人権センター  
〒530-0047 大阪市北区西天満 5-9-5 谷山ビル 9F  
TEL 06-6313-0056/FAX 06-6313-0058

——— 後援依頼（予定） ———

DP I 日本会議 他、調整中

お申込み

ファックス 又は Eメール

本チラシ（裏面）を参加申込書としてご利用ください  
（Eメールの場合は以下の内容を明記してお送りください。）

FAX : 06-6313-0058

Eメール : advocacy@pearl.ocn.ne.jp

インターネット

認定NPO法人大阪精神医療人権センター  
のホームページの「シンポジウム申込」か  
らお申込みください。



検索 大阪精神医療人権センター

<http://www.psy-jinken-osaka.org/>



こちらのQRコードから  
お申込みいただけます。

シンポジウム 精神科病院に入院中の人々のための権利擁護の実現に向けて  
～日精協によるアドボケーターガイドラインはあかん!!!～

1. お名前：( )
2. ご所属等：( )
3. 人数：( ) 名
4. 電話番号：( )
5. FAX番号又はメールアドレス：( )

大阪精神医療人権センター

FAX : 06-6313-0058 行

Eメール : advocacy@pearl.ocn.ne.jp